

諮詢番号 平成30年度諮詢第1号

答申番号 平成30年度答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は理由がないことから、棄却することが相当である。

第2 事案の概要

- 1 平成29年9月8日、処分庁は、平成29年度市民税・県民税における扶養親族の調査において、審査請求人の子である○○○○及び○○○○（以下「子」という。）を扶養親族とする申告が重複していることが判明したため、審査請求人及び審査請求人の元夫で本件審査請求手続に参加した○○○○（以下「参加人」という。）に対して、扶養親族調査書を送付した。
- 2 処分庁は、平成29年○○月○○日に参加人から、同月○○日に審査請求人から、それぞれ自身が子を扶養する旨の回答書を受理した。
- 3 平成29年○○月○○日、処分庁は、養育状況を確認するため、審査請求人及び参加人に対し、再度、扶養親族調査書を送付した。
- 4 処分庁は、平成29年○○月○○日に審査請求人から、同月○○日に参加人から、それぞれ自身が子を扶養する旨の回答書を受理した。
- 5 平成29年12月1日、処分庁は、平成29年度の地方税の賦課決定に関し、子は、参加人の扶養親族に当たると判断した上で、審査請求人に対して、平成29年度市民税・県民税賦課決定（以下「本件処分」という。）をした。
- 6 審査請求人は、平成29年12月7日付けで、審査請求書を提出した。
- 7 審理員は、平成30年3月2日付けで参加人に対し、審査請求への参加通知を送付した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分が違法不当であるとして、本件処分の取消しを求めている。

(省略)

2 参加人の主張

参加人は、おおむね次のとおり審査請求人の主張に反論している。

(省略)

3 処分庁の主張

処分庁は、おおむね次のとおり主張し、本件処分に何ら違法不当な点はないとして、本件審査請求の棄却を求めている。

(1) 扶養控除の対象となる扶養親族について

地方税法上、扶養親族は、納税義務者の親族でその納税義務者と生計を一にする必要があるが、子と同居している審査請求人及び別居し、婚姻費用を支払っている参加人の双方が子と生計を一にしていると認められる。

(2) 2以上の納税義務者がある場合の扶養親族の所属について

2以上の納税義務者の扶養親族に該当する者がある場合には、これらの納税義務者のうちいづれか1の納税義務者の扶養親族にのみ該当するものとみなされ、その決定方法については、納税義務者の提出する申告書等の記載によることとされているが、それらによっていづれの納税義務者の扶養親族とするかを定められないときは、当該2以上の納税義務者のうち前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第32条第1項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基準合計額」という。）が最も大きいものの扶養親族とされる。

本件において子は、双方の扶養親族として重複しており、処分庁が実施した調査によっても、いずれの納税義務者の扶養親族とするかを定めることができなかった。

そして、参加人の平成28年中の基準合計額は、審査請求人の当該額を上回っていたことから、子は、地方税法上、参加人の扶養親族にのみ該当するものとみなされる。

また、審査請求人は、実際の生活状況を踏まえて、いずれの扶養親族に属するかを判断すべき旨を主張するが、地方税法上、住民税の賦課決定に関して、重複する場合、基準合計額の最も大きいものの扶養親族とされるのであり、実際の養育状況により決するものではない。

よって、平成29年度の地方税の賦課決定に関しては、子は参加人の扶養親族に当たる。

以上のような状況の下、処分庁は、本件処分を行った。

- (3) したがって、処分庁は、公正・明確な判断基準の下、参加人を子の「生計を一にする者」と認定し、参加人に扶養控除を適用したのであるから、審査請求人を「生計を一にする者」とせず、平成29年度市民税・県民税の賦課額を決定した本件処分が、実情に合致せず不適法であると述べる審査請求人の主張には理由がない。

第4 審査会の判断

審査会における諮問に係る判断は、審理員の意見とほぼ同旨であり、その要旨は、以下のとおりである。

1 争点に対する判断

処分庁による本件処分が違法不当であり、取り消されるべきかについて、以下判断する。

(1) 扶養控除の対象となる扶養親族について

ア 地方税法第23条第1項第8号及び第292条第1項第8号は、

道府県民税及び市町村民税（以下「住民税」という。）における扶養親族とは、納稅義務者の親族でその納稅義務者と生計を一にするもののうち、前年の合計所得金額が 38 万円以下である者をいう旨を規定している。

イ そして、「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、別居している場合であっても余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、親族間において常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、生計を一にするものとされている。なお、同居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、生計を一にするものとされる（所得税基本通達（昭和45年直審（所）30）2-47）。

ウ 本件において、参加人は、子と別居しているものの、婚姻費用の支払いをしていた。

（省略）

エ 先述のとおり、婚姻費用とは婚姻中に発生する夫婦の生活維持費であり、参加人の主張のとおり、振り込まれた現金以外に食費や子の学費に充てるための経費の支出も婚姻費用の支出に当然含まれるものである。

（省略）

オ したがって、参加人は常に子の生活費等を送金していたと認められ、参加人と子は生計を一にしていたといえるから、子は参加人の扶養親族に当たる。

一方、審査請求人は、子と同居し、現に養育していることは、参加人も認めるところであって、子は審査請求人の扶養親族にも当たる。

(2) 2以上の納稅義務者がある場合の扶養親族の所属について

ア 2以上の納稅義務者の扶養親族に該当する者がある場合には、こ

これらの納税義務者のうちいづれか1の納税義務者の扶養親族にのみ該当するものとみなされる（地方税法第23条第3項及び第292条第3項）。

そして、その決定方法については、納税義務者の提出する申告書等の記載によることとされているが（地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第7条の3の4第1項及び令第46条の4第1項）、それらによっていづれの納税義務者の扶養親族とするかを定められないときは、当該2以上の納税義務者のうち前年の基準合計額が最も大きいものの扶養親族とされる（令第7条の3の4第2項及び令第46条の4第2項）。

イ 本件において、子は、(1)才記載のとおり、審査請求人及び参加人という2人の納税義務者の扶養親族に該当する。そして、双方が提出した申告書等の記載によると、子は、双方の扶養親族として重複しており、処分庁が実施した調査によっても、いづれの納税義務者の扶養親族とするかを定めることができなかった。

そうすると、前述のとおり、2以上の納税義務者のうち前年の基準合計額が最も大きいものの扶養親族となるが、本件審査請求において、参加人の平成28年中の基準合計額が、審査請求人の当該額を上回っていたことについては、双方ともに争っていない。したがって、子は、地方税法上は、参加人の扶養親族にのみ該当するものとみなされる。

ウ （省略）

エ よって、平成29年度の地方税の賦課決定に関しては、子は参加人の扶養親族に当たる。

(3) 審査請求人の平成29年度市民税及び県民税について

ア 個人市民税及び県民税の額は、前年中の所得金額を基礎として算出されるところ、審査請求人の平成28年中の合計所得金額は、○

○○円である。

イ 合計所得金額が 350,000 円を超える扶養親族等がない場合は、所得割、均等割共に課税となることから、審査請求人は、いずれも課税の対象となる。

ウ 課税所得金額は、(3)アの合計所得金額から所得控除を差し引いた額である。

審査請求人の場合、所得控除は、○○○円（医療費控除○○○円、社会保険料控除○○○円、生命保険料控除○○○円、基礎控除 330,000 円）であるから、○○○円が課税所得金額となる（地方税法第 20 条の 4 の 2 第 1 項により、1,000 円未満切捨て）。

エ 所得割は、納税義務者の所得金額に応じて課税されるものであるが、その額は、(3)ウで算出した課税所得金額に税率（市民税 6%、県民税 4%）を乗じた額から調整控除及び税額控除を差し引いた額である。

なお、調整控除とは、人的控除額の差に基づく負担増を調整するための減額措置であるが、課税所得金額が 200 万円以下の場合は、人的控除額の差の合計額と課税所得金額のいずれか少ない方の額に 5%（市民税 3%、県民税 2%）を乗じた額が控除される。

審査請求人の場合、人的控除額の差の合計が○○○円、課税所得金額が○○○円であるため、市民税及び県民税の所得割額は、それぞれ以下のとおりとなる。

(7) 市民税所得割額

	○○○円 × 6% =	○○○円 … ①
調整控除	○○○円 × 3% =	○○○円 … ②
税額控除		○○○円 … ③
市民税所得割額	① - ② - ③ =	○○○円

(1) 県民税所得割額

	○○○円×4% =	○○○円 …①
オ 調整控除	○○○円×2% =	○○○円 …②
税額控除		○○○円 …③
県民税所得割額	①-②-③=	○○○円

均等割の課税額は、納税義務者の所得金額の多少にかかわらず一定であって、平成29年度の市民税均等割額は3,500円、県民税均等割額は1,500円である。

カ (3)エ及び(3)オにより、審査請求人の市民税合計額は○○○円及び県民税合計額は○○○円（地方税法第20条の4の2第3項により、100円未満切捨て）と算出され、平成29年度合計年税額は○○○円となる。

(4) 以上により、処分庁は、地方税法の規定に基づき、審査請求人の平成29年度における市民税・県民税の賦課額を決定しており、本件処分が違法又は不当であったとはいえない。

なお、審査請求人が指摘するように、所得税法（昭和40年法第33号）及び所得税法施行令（昭和40年政令第96号）の規定によると、その年において既に一の居住者が申告書等の記載によりその扶養親族としている場合には、当該親族は、当該居住者の扶養親族とすることとされているが、地方税法上、住民税の賦課決定に関して、重複する場合の決定方法は、現状においては、処分庁の主張するとおりであり（つまりは、所得税と地方税では扶養親族の決定について法令の違いがあり）、所得税に関する法令の存在が結論に影響するものではない。

2 付言

その他の審査請求人の主張について付言しておく。

(省略)

いずれの主張も本件審査請求の結論に影響を与えるものではない。

第5 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないことから、棄却することが相
当である。

第6 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は、以下のとおりである。

平成30年 6月13日 審査庁からの諮問

平成30年 7月19日 審議

平成30年 9月13日 審議

平成30年10月24日 審議